

市街地整備において、エネルギーの 面的利用をお考えの皆様を支援します

～「先導的都市環境形成促進事業」の
ご紹介です～

エネルギーの面的利用
をしたい。



エネルギーの面的利用に資する施設整備に
必要な経費を支援します。

お問い合わせ・ご相談は、お気軽に 国土交通省 市街地整備課
(03-5253-8413) までお電話ください。

● 先導的都市環境形成促進事業費補助金

地区・街区レベルでのCO₂削減に資するエネルギー面的利用を推進するため、先導性等を備えたモデル的に実施する事業を支援

- 対象者：地方公共団体、都市再生機構、民間事業者
- 対象経費：モデル事業実施に必要な施設整備に要する経費※
- 補助率：1/2（直接補助）※※

※エネルギーの面的利用を図るためのエネルギー供給施設・ネットワーク、マネジメントシステム及びその他の関連施設の整備等に要する経費。

※※民間事業者への補助基本額は補助対象事業費の23%。

モデル事業イメージ

